

令和8年（措）第2号

排 除 措 置 命 令 書

名宛人 別表1の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 別表1の名宛人目録記載の20社（以下「20社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあっては、取締役による決定をしなければならない。）。
  - (1) 別紙記載の工事（以下「香川県発注の特定土木一式工事」という。）について、20社及び別表2記載の9社の29社（以下「29社」という。）が、遅くとも令和3年5月27日以降（別表3記載の事業者にあつては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。
  - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、香川県発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。
- 2 20社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く19社及び香川県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 20社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他

の事業者と共同して、香川県発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定してはならない。

4 20社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底

(2) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、香川県発注の土木一式工事の営業に関わる自社の役員及び従業員に対する定期的な研修

5 20社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人等の概要

ア 20社は、それぞれ、別表1の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣又は香川県知事から建設業の許可を受け、建設業を営む者である。

イ 名宛人以外の別表2(1)記載の事業者は、それぞれ、別表2の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣又は香川県知事から建設業の許可を受け、建設業を営む者である。

ウ 名宛人以外の別表2(2)記載の事業者は、それぞれ、別表2の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき香川県知事から建設業の許可を受け、建設業を営んでいた者であるが、「期日」欄記載の年月日以降、「事由」欄記載の事由により事業活動の全部を取りやめている。

(2) 香川県発注の特定土木一式工事の発注方法等

ア 香川県は、土木一式工事の競争入札に参加するために必要な資格を定め、毎年、当該資格を有する事業者を決定するとともに、当該事業者を発注金額の区分に対応する等級に格付して、当該事業者がその等級に応じた区分の土木一式工事の競争入札に参加できることとしていた。この等級は、上位のものから順にA、B、Cとされていた（以下、このうちAの等級に格付された事業者を「A等級業者」という。）。

イ 香川県は、令和3年5月27日から令和6年9月2日までの間、香川県発注の特定土木一式工事の全てについて、公告により、A等級業者であること等を資格要件として入札の参加希望者を募り、参加の申込みを行った者の全てを当該入札の参加者として入札を実施した後、落札候補者について当該資格要件の充足の有無を確認していた。

ウ 29社は、それぞれ、令和3年5月27日から令和6年9月2日までの間（別表4記載の事業者にあつては、それぞれ、別表4の「期間」欄記載の期間）、A等級業者であった。

2 合意及び実施方法

29社は、遅くとも令和3年5月27日以降（別表3記載の事業者にあつては、それぞれ、別表3の「期日」欄記載の年月日以降）、香川県発注の特定土木一式工事について、受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため

(1) ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2) ア 高松市をA地区、B地区、C地区及びD地区の4地区に分け、株式会社村上組を除き、事業者ごとに本店を置く地区をその所属する地区と定める

イ 発注された工事の施工場所に該当する地区に所属する者が優先的に受注を希望するなどして

(ア) 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1社のときは、その者を受注予定者とする

(イ) 受注希望者が複数社のときは、発注された工事の施工場所、過去に受注した工事との継続性、当該工事が発注された年度における受注実績等を勘案して、受注希望者間の話し合い等により受注予定者を決定する

ウ 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外

の者は、受注予定者が提示する入札価格よりも高い入札価格を提示する又は入札に参加しない

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

### 3 実施状況

29社は、前記2により、香川県発注の特定土木一式工事の大部分を受注していた。

### 4 前記2の行為が既に行われていないこと

- (1) 29社のうち別表5記載の事業者は、それぞれ、別表5の「期日」欄記載の年月日以降、香川県から土木一式工事についてBの等級に格付されたことにより、香川県発注の特定土木一式工事の入札に参加できなくなったため、同日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。
- (2) 南部開発株式会社は令和5年7月20日までに、有限会社篠宮組は令和6年4月3日までに、蓮井建設株式会社は同年4月4日までに、それぞれ、今後、前記2(1)の合意に基づく行為を行わない旨表明し、当該各日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。
- (3) 令和6年9月3日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は行われていないと認められる。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、29社は、共同して、香川県発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、香川県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、20社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、20社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和8年6月25日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 茶 谷 栄 治

委員 吉 田 安 志

委員 泉 水 文 雄

委員 矢 尾 和 子

委員 若 林 亜 理 砂

## 別紙

香川県が、総合評価方式による一般競争入札の方法により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの（以下の工事を除く。）

- 1 同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船（監視船を除く。）若しくは潜水士を使用して海上から施工することとされる工事
- 2 同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事

別表1 名宛人目録

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	高松市鶴市町573番地4	東讃建設株式会社	代表取締役 佐々木 宏和
2	高松市牟礼町牟礼1059番地	株式会社えびす石材 土木	代表取締役 松原 誉人
3	高松市東ハゼ町877番地	株式会社村上組	代表取締役 村上 博信
4	高松市池田町439番地	株式会社白雪興産	代表取締役 鈴木 忍
5	高松市東植田町2898番地	株式会社久保土建	代表取締役 久保 誠司
6	高松市香川町大野1095番地4	株式会社野崎組	代表取締役 野崎 康晴
7	高松市鶴市町612番地1	株式会社河野組	代表取締役 河野 仁治
8	高松市国分寺町新名163番地	小橋工業株式会社	代表取締役 小橋 憲治
9	高松市郷東町796番地122	城北建設株式会社	代表取締役 細谷 芳久
10	高松市伏石町1299番地11	株式会社中塚工業	代表取締役 中塚 敏彦
11	高松市林町150番地2	株式会社大王	代表取締役 大石 龍哉
12	高松市池田町1187番地1	三栄工業株式会社	代表取締役 筒井 大介
13	高松市屋島西町2014番地2	株式会社大下組	代表取締役 大下 将弘
14	高松市高松町2494番地	株式会社松田工業	代表取締役 松田 京介
15	高松市塩江町安原下第1号1419番地2	株式会社大栄建設	代表取締役 藤澤 一成
16	高松市春日町129番地	株式会社誠良興業	代表取締役 宮宇地 佑樹
17	高松市東山崎町1122番地	株式会社北村組	代表取締役 片山 真弥子 (北村 真弥子)

番号	本店の所在地	事業者	代表者
18	高松市西ハゼ町7番地	大一工業株式会社	代表取締役 笠井 一郎
19	高松市塩江町安原上東1407番地1	尾形建設株式会社	代表取締役 尾形 大
20	高松市円座町1423番地	株式会社芝口組	代表取締役 芝口 邦任

別表2 名宛人以外の違反行為者

(1) 建設業を営んでいる事業者

番号	本店の所在地	事業者	代表者
21	高松市林町475番地1	青葉工業株式会社	代表取締役 葛西 剛
22	高松市円座町1930番地	金本建設株式会社	代表取締役 金本 健司
23	高松市上林町788番地6	株式会社エフワン建設	代表取締役 藤澤 正二
24	高松市朝日町四丁目14番39号	蓮井建設株式会社	代表取締役 蓮井 健司
25	高松市勅使町299番地2	南部開発株式会社	代表取締役 杉田 哲也
26	高松市多肥上町913番地1	有限会社篠宮組	代表取締役 篠宮 隆明
27	高松市国分寺町新名1201番地4	株式会社つぼみ建設	代表取締役 川西 徹郎

(2) 事業活動の全部を取りやめている事業者

番号	本店の所在地	事業者	期日	事由
28	高松市香川町大野798番地4	株式会社宮西土建	令和7年5月7日	令和7年5月7日、株主総会の決議により解散した。
29	高松市香南町由佐78番地2	株式会社中野建設興業	令和8年4月17日	令和8年4月17日、株主総会の決議により解散した。

別表3 合意に途中参加した事業者

番号	事業者	期日
17	株式会社北村組	令和4年9月15日
18	大一工業株式会社	令和3年9月16日
19	尾形建設株式会社	令和4年8月25日
20	株式会社芝口組	令和4年9月15日
26	有限会社篠宮組	令和6年2月15日

別表4 令和3年5月27日から令和6年9月2日までの間に香川県から土木一式工事についてBの等級に格付されたことがある事業者が、前記期間のうちA等級業者であった期間

番号	事業者	期間
17	株式会社北村組	令和4年4月1日から 令和6年9月2日までの間
19	尾形建設株式会社	令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの間
20	株式会社芝口組	令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの間
26	有限会社篠宮組	令和5年4月1日から 令和6年9月2日までの間

別表5 令和3年5月27日から令和6年9月2日までの間に香川県から土木一式工事についてBの等級に格付されたことにより香川県発注の特定土木一式工事の入札に参加できなくなった事業者

番号	事業者	期日
19	尾形建設株式会社	令和5年4月1日
20	株式会社芝口組	令和5年4月1日

(注) 別表3ないし別表5の「番号」欄記載の番号は、別表1及び別表2の「番号」欄記載の番号に対応するものである。